

美里町水道事業給水停止に関する規程（案）について

1 美里町水道事業給水停止に関する規程の制定について

この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項の規定に基づき、給水の停止をするときの給水停止事由、給水停止の猶予要件及び給水停止の手続き等について定めるものです。

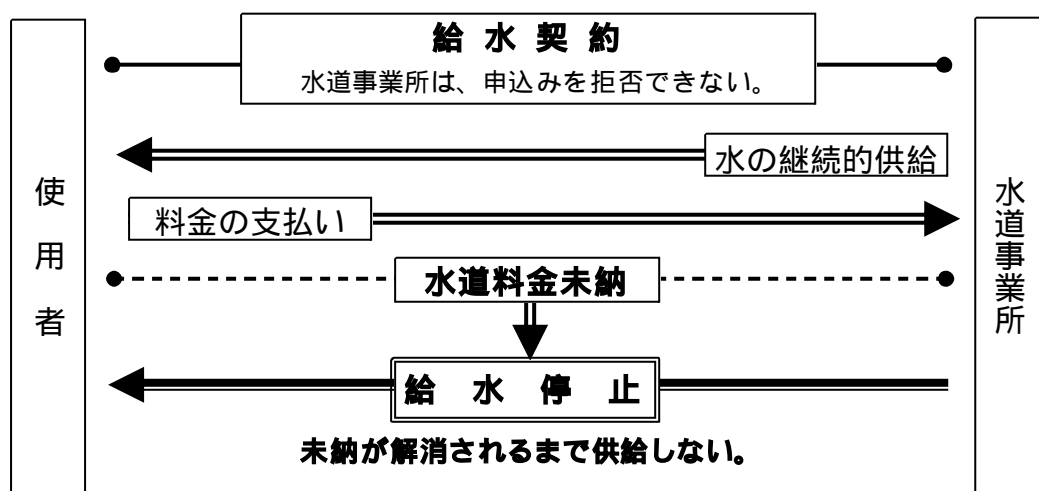
2 給水契約

給水契約は、水道を使用しようとする者が水道事業所に申し込み、その承諾を受けることで成立します。給水契約により、水道事業所は使用者に対し「水の継続的供給」を行い、使用者は水道事業所に対し「水道料金の支払い」を行うこととなります。

3 給水停止

給水停止は、使用者が水道料金を支払わないとき、使用者が水道料金の支払いをするまで、水道事業所が水の供給を停止するものです。

【図 給水契約と給水停止のイメージ】



4 美里町水道事業給水停止に関する規程制定の意義

町の水道事業は、皆さんに負担していただく水道料金で運営しております。しかし、近年、水道料金の未納者・未納額の増加が深刻な問題となっており、このままでは、水道事業の健全な運営に支障を来すことが懸念されます。水道事業所では、美里町水道事業給水停止に関する規程を制定し、給水停止に関する要件、効果、手続き等を明確化し、それに従った給水停止を着実にを行うことにより、未納が解消され、水道料金の負担の公平性が確保されます。